

◆死者に関する情報（庁内の状況調査 照会文）

4 高法文第 338 号  
令和 4 年 8 月 25 日

各 所 属 長 }  
警察本部 県民支援相談課長 } 様  
高知県公立大学法人 }  
法人本部 総務部 総務企画課長 }

法務文書課長

死者に関する情報提供等の実施状況について（照会）

このことについて、デジタル社会形成整備法による個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた個人情報の保護に関する規律が、個人情報保護法に一覧的に規定されることとなり、地方公共団体及び地方独立行政法人については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます（別紙個人情報保護制度見直しの全体像及び個人情報保護委員会ホームページ参照 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>）。

このため、高知県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を令和 4 年度末に廃止し、新たに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定する予定です。

これに伴い、従来、現行条例の「個人情報」の定義に含めていた死者に関する情報について、個人情報保護法における「個人情報」の定義は生存する個人に関する情報に限られるため、施行条例施行後は個人情報保護法に基づく死者に関する情報提供又は開示請求による対応ができなくなります。

その影響等について把握させていただきたく、ご多用の折恐縮ですが、下記のとおり回答をお願いします。

なお、該当がない場合の報告は不要です。

記

1 依頼内容

現在、各所属で、法務文書課を経由せず死者の個人情報を提供している場合や、開示請求により対応している場合であって、今後も死者に関する情報の提供が想定されるものについて、別添様式にご記入いただき、ご回答ください。

2 提出方法

（警察本部及び公立大学法人）

作成した様式をメール（110201@ken.pref.kochi.lg.jp）でご返信ください。

（その他）

作成した様式を回覧板に添付してください。

3 提出期限

令和 4 年 9 月 8 日（木）

◆死者に関する情報（庁内の状況調査）

4 問い合わせ先

総務部法務文書課 情報公開・個人情報担当 山本、伊藤

T E L : 088-823-9156 (内線 2025)

F A X : 088-823-9250